

平成20年白老町議会総務文教常任委員会会議録

平成20年1月23日(水曜日)

開 会 午前 10時00分
閉 会 午後 0時38分

議事日程

所管事務調査 行財政対策について
財政健全化法の概要及び四指標の基準数値について
その他

出席委員(15人)

委員長	及川 保 君	副委員長	近藤 守 君
委員	本間 広朗 君	委員	前田 博之 君
委員	鈴木 宏征 君	委員	斎藤 征信 君
委員	吉田 和子 君	委員外議員	西田 祐子 君
委員外議員	山本 浩平 君	委員外議員	玉井 昭一 君
委員外議員	大淵 紀夫 君	委員外議員	土屋 かつよ 君
委員外議員	松田 謙吾 君	委員外議員	氏家 裕治 君
議長	堀部 登志雄 君		

欠席委員(0名)

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	上坊寺 博之 君
主 幹	森 隆治 君

説明のため出席した者の職氏名

副 町 長	目時 廣行 君
行財政対策室参事	岡村 幸男 君
行財政対策室主幹	大黒 克己 君
行財政対策室主幹	辻 正則 君
行財政対策室主査	池田 誠 君

開会の宣告

委員長（及川保君） ただ今から、総務文教常任委員会を開催いたします。

委員長（及川保君） 本日は行財政対策について、12月に国の方から示されました、財政健全化法の概要及び4つある指標の基準数値につきましてを取り上げまして、議論、質疑を行ないたいと思います。

冒頭、目時副町長からご挨拶がありますのでよろしくお願いいたします。

目時副町長。

副町長（目時廣行君） おはようございます。12月の議会でいろいろ健全化法の関係で議論をしていただきました。今日は改めてですね、政令が12月28日に交付されましたので、それらを含めて地方公共団体の財政の健全化に関する法律、これのご説明をさせていただきたいと、このように考えております。なお、省令につきましてはですね、案は出ておりますが、近日中に交付される見込みとなっております。また、計算方法、これについてはですね、告示あるいは通知で示されることになっておりますので、これについてはまだ不明の部分がございますので、説明の中で説明しきれない部分がございますので、この辺ですね、承知していただきたいと、このように考えております。

現段階の内容の把握ではですね、まず、再生団体は回避できるものと、このように考えております。ただ、早期健全化団体につきましてはですね、回避はちょっと難しいかなと、このように抑えております。ポイントとしましてですね、健全化判断比率の公表は20年度が対象なのですが、19年度から全団体が公表することになっております。それで、決算の調整から健全化判断比率の算定、公表までのスケジュールが非常に、9月末までということになっておりますので、非常にスケジュールが厳しくなっております。そんなことからですね、監査の体制、これも見直しを考えていく必要があるかなと、このように考えております。また、健全化判断比率の審査は監査委員が審査をすることになりますので、この辺もですね、監査委員の方はまた改めて勉強していかなければならない、そういう部分があるかと、このように考えております。

以降ですね、担当者の方からご説明をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

委員長（及川保君） 本日の委員会でございますけども、大変重要な案件になっておりますので、委員外委員の皆さんにもご出席いただきまして質疑を交わしたいと思います。本日は自由な発言を認めたいと思いますので、どんどん、わからない点等々がありましたら質疑を行なっていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、町の方から説明を受けたいと思います。

岡村行財政対策室参事。

行財政対策室参事（岡村幸男君） おはようございます。資料1、資料2、それから、追加の方で資料も出ささせていただきました。説明資料3、4ということで配布させていただいておりますので、この資料に基づいて説明させていただきたいと思います。

それで冒頭、大変申し訳ございません。資料に誤りがありまして訂正をお願いしたいと思います。まず、説明資料1の方の1ページ。第3条のところに、右側の方に公表した日から5年間保存というふうに書いているかと思えます。「令第6条」と書いていますが、これは「令第9条」ということで訂正をお願いします。それから、同じ資料1の8ページの方をお開きください。下の方に第2項ということで経営健全化計画ということが項目として書いてございます。この中にですね、計画に定める事項ということで「1号 健全化判断比率」と書いておりますが、これは「資金不足比率」「。このまま次、「早期健全化基準」となっていますが、「経営健全化基準」。続きまして、説明資料2の方なのですが、説明資料2の1ページの一番頭の頭書き。大変申し訳ございません。「健全化判断比率とようき」となっています。「早期」です。それから、9ページになるのですが、ト・チ・リというふうに書いています、四角で囲んで。リの部分なのですが、「上記イ〜チ」となっていますが、「イ〜ヘ」。以上、大変申し訳ございませんでした。よろしくをお願いしたいと思います。

それでは、続けて説明をさせていただきたいと思えます。まず、私の方から6月に訂正された、財政健全化法の内容について、ご説明をさせていただきたいと思えます。それで、先ほど副町長の方から施行令が12月28日に出たということでございまして、それも含めてですね、実は流れを記載してございます。それと、先ほど副町長の方から省令は近日中ということのお話がありましたが、副町長への私の方の説明不足でありまして、省令については近日中に出るかどうかはまだ決まっております。あくまでも、それについては国の方で今、検討している段階ですので、案としては出てございますけども、まだ、いつ出るかということは決まっております。私の方の副町長への説明が足りなかった部分でございますので補足させていただきたいというふうに思えます。大変申し訳ありません。同じ確認を取っているのですけども、支庁では近日中ということを行っているということなのですが、私どもの方も支庁と確認を取っている中ではまだ出ないという……。そういうことがあります。おそらく、その辺ですね、まだ具体的な内容は国としても示していないのではないのかなというふうに思えますので、その辺は大変申し訳ございません。

それで、まず、説明をさせていただきますが、まず、目的の規定でございます。これは前にもご説明しておりますけども、一番にはやはり、この比率。財政の健全化のための比率、これを公表する制度ということが大きな柱になってございまして、その比率に応じて計画を定めなければならない。その計画はどのような計画化と言いますと、健全化計画であったり、再生計画であったり、さらに、これまでちょっとご説明しておりませんが、特別会計の経営の健全化計画、実はこの3つがこの法律の大きな柱になっているわけでございます。それで、その基準を超えるような場合にあっては、最終的には再生団体ということがあればですね、国の関与を受けた措置を取らなければならないという、こういう状況になっているということでございます。目的は、最終的には地方財政の健全化ということでございますけども、それに伴う制度を定めていくというのがこの法の趣旨でございます。

次に、第2条でございますけども、ここでは経営の、いわゆる健全化判断比率と。財政の判断比率を定めてございますが、1号から4号まではそれぞれの赤字比率、連結赤字比率、実質公債比率、将来負担比率という、こういう比率を設けてございます。1号の実質赤字比率は従来からあった比

率でございますが、これは旧法でもこういう計算をして判断をしていたという部分でございますが、新しい法律の中では2号、3号、4号も判断比率として加えて健全化、もしくは再生という部分をクリアしていかなければならない比率になるというものであります。それで、5号の早期健全化基準というのは、今、お話ししました、1号から4号までの比率がこの基準をクリアできない場合に健全化団体という形で計画を定めていかなければならない基準を定めるということになります。それから、6号についてはさらに悪い場合ですね。再生団体ということが考えられると。それで、これについて、その基準を定めるということでございます。1号から6号までの比率については、政令で規定がされてございますので、後ほど、それについて資料2の方で説明をさせていただきたいと思っております。

それで3条になりますが、今、お話しした比率については公表することが義務付けられます。4つの指標と算定した書類、いわゆる根拠を公表していかなければならないということになります。それで公表の手続きですが、監査委員の審査、これは意見を付けてですね、次のページに行きます、議会に報告をするという形になります。そして、公表するという形になります。それで、その公表した数値を北海道知事に報告すると。なおかつ、知事は総務大臣に報告するという形になってございます。知事はそれらの数値を概要として公表する。総務大臣も概要を公表するということで、一応、自治体の財政状況がどのような状況になっているのかということがですね、やはり住民の皆さんにですね、こういう公表の経過を踏まえてですね、きちんと理解をしていただくということが法の前提にあるということだというふうに思います。

それで、次の第2章の第4条になりますが、この公表された数値が第1項では4つの財政指標のいずれかが、早期健全化基準、これを上回っていけば、財政健全化計画を定めなければならないというふうになってございます。

それで、2項では財政健全化計画をつくっていくことになりますが、その期間についてはですね、最小限度の期間内ということでございます。この期間は、国からは示されてございません。あくまでも、これは健全化ですので、実質的な市町村の健全化計画になりますので、国としては、この期間については定めを置いていないということになります。

それで、この計画の目標については、書いてあるとおりですね。まず、実質赤字につきましては、収支均衡を図るということ。それから、口から二につきましては、基準未滿にするということが計画の目標としてあります。それから、計画に定める事項については、1号から8号まで書いてございますが、基準以上となった要因をきちんと分析するですとか、計画期間をきちんと定めるですとか、早期健全化の基本方針を定めるですとか、実質赤字を均衡させる方法をきちんと計画の中に盛り込まなければならない。さらに、その他の比率についてもですね、早期健全化基準未滿にするという方策をこの中で書き込まなければならないということがあります。6号、7号、8号については説明を省略しますが、以上のような内容で計画をつくっていくということになります。

それで、第5条ですが、計画策定の手続きです。これにつきましては、まず、執行機関が、町長の方で、私どもの方で計画をつくりますが、議会の議決を必要とするということになります。議決を受けて、公表するということになります。その議決を受けて公表したものについて、北海道知事

に報告して、総務大臣に報告、そういう流れになっていきます。

さらに、第6条では、その健全化計画がどのように進捗しているのかということも、実は報告する義務が出てきます。実施状況を毎年、議会の方に、9月30日までに報告するという形になります。報告するとともに公表すると。なおかつ、知事に報告、それから、知事は大臣に報告するという流れになっていきます。それらについても、公表がされていくということでもあります。

それで、この北海道知事と総務大臣に報告された段階です、これらが例えば、実施状況に関してですね、早期健全化が難しいというような状況があればということが第7条の国等の勧告等ということになります。健全化計画であってもですね、この実施状況が難しいようであれば、国に北海道知事は市町村に対して勧告を行なうという、そういう規定になってございます。勧告を受けた健全化団体の長はこれらを議会に報告、さらに監査委員にも通知をしなければならないと。ですから、自主的な健全化計画であります、やはり、そこには一定の関与は入ってくるという部分でございませぬ。

次に4ページであります。財政の再生であります、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、このいずれかが再生基準以上になった場合につきましては、財政再生計画を定めなければならないというふうになっております。これもですね、先ほどちょっと説明漏れましたけども、公表した年度を初年度とする計画ということになります。健全化計画も同じです。公表した年度を初年度とする計画を定めるということになります。

再生計画につきましても、必要最小限度の期間内であるという規定であります。ただ、これは後ほど、同意のことでお話ししますが、当然、同意を得ていくような方法を考えていかなければならないと思います。その際には、国に対して協議をしていくということになります。それで、協議の段階では、おそらく計画期間というのはですね、市町村の単独で何年にすればいいということではないと。ここには国の関与が入ってくるだろうというふうに考えています。特に旧法では、おおむね7年というのを目安にしておりますので、この辺の数字というのはですね、おそらくその辺の年数を勘案してですね、再生計画も定めていかなければならないのではないかとこのように考えます。

これらの計画目標はですね、早期健全化基準未滿にするということになります。

それと、計画に定める事項については、1号から8号まで記載のとおりでございます。これは、特に健全化計画と違うのは4号についてございまして、次の計画ということで細かく計画に盛り込まなければならない事柄がイ・ロ・ハ・ニ・ホということで記載されております。事務事業の見直しであったり、収入の増加方法でありますとか、滞納に関する収入の増加方法、それから、使用料・手数料の見直し、財産の処分、そのような収入を上げる計画ですとか、さらには、標準税率を超える税率ということの検討もこの中に入ってくるわけです。ただし、この標準税率を超える税率というのはですね、財政の再生のために必要と認められる地方公共団体に限るということになってございます。

次に5ページの方でございます。策定の手続きですが、基本的にはですね、健全化計画と策定の手続きは変わりませんが、これは議会の議決を受けて公表し、健全化計画は知事への報告でしたが、

あくまでも、この財政再生計画は総務大臣に報告するということになっています。北海道知事は經由です。ただし、知事は意見を付すということになってございます。

それから、第10条ですが、財政再生計画の同意ということがございまして、同意を求めることができるという規定になっています。考え方としては、この財政再生計画をつくったとしてもですね、総務大臣の同意を求めなくてもいいということが考えられます。しかし、後ほど、これも説明いたしますが、同意を求めなければ、やはり再生計画自体が進んで行かないような仕組みになっているということになってございます。それで、この再生計画は、同意を求めるかどうかにつきましては、議会の議決を受けるという形になります。そして、その議決結果をもとにですね、総務大臣に協議を行なうという形になります。最終的には総務大臣の同意を得るという形になりますが、同意を得る段階では、実は地方財政審議会の意見を聞くと、総務大臣はですね。それで、その同意を受ける基準についてもですね、総務大臣の方で判断基準をつくるということなのです。それも地方財政審議会の意見を聞いてつくるということになっています。それで最終的に同意のあったものについては、地方公共団体に通知があって、地方公共がそれを公表するという、こういう流れになっています。

それで、なぜ、その同意を求めることが必要かということになりますが、第11条です。これが同意を得ていない場合には、地方債の起債が制限されるということになります。災害復旧事業の財源、その他の政令定める場合はこの限りでないということになっていますが、基本的には起債が制限されてしまうということになりますので、やはり同意を得なければ、なかなか再生計画が進んで行かないということがあります。

さらに次のページになりますが、12条で再生振替特例債というのがございます。同意を得ている場合に限ってなのですが、収支不足の範囲内で地方債を起債できるということです。いわゆる、赤字債という部分を出せるということになります。再生期間中に償還をするという、こういう条件はありますけども、それを発行できるということがあります。

さらに13条では、地方債の起債の許可ということでですね、再生団体、再生計画を定めていない地方公共団体についてはですね、起債については全て総務大臣の許可を必要とすると、こういう考え方になってございます。それで、やはり、こういう起債の制限を受ける以上ですね、やはり、再生計画については総務大臣の同意を得るという手続きが必要になってくるというふうに考えております。

それで、14条についてはですね、財政団体になった場合に係る通知でございまして、再生団体になればですね、総務大臣から各省庁の長にも通知がいくということで、これはどういうことかと言いますと、国が例えば負担金等を市町村に求めてやっているような事業があった場合に、それらについてはですね、総務大臣に通知しなければならないということになっています。それが再生計画に影響を与えるような事業であれば、総務大臣は各省庁の方に意見を述べるということになっています。

次にですね、再生計画の公表。これは、総務大臣がその当該再生計画について、これを全て公表すると、計画の内容について公表するという形になっております。

それから、16条については、再生団体においてはですね、やはり組織を簡素化していかなければ

ならないということですね、今まで自治法上は、町が委員会と協議をして、例えば職員を併任したりすることができるということになっているのですが、再生計画上、組織を小さくすることになればですね、計画に定めれば、それはもうできるという、こういう考え方になっていくと。例えば、議会事務局の職員を執行機関の職員と併任させるということは可能になると。これは協議をせずにできると。計画の中に盛り込めばできると、このようにことになっております。

それから、長と議会の関係ですが、今、言いましたように、議会での議決がかなり必要になってきます。そういう場合において、否決があったりした場合は、再議という規定が、自治法上では予算編成に対する再議ですとか、条例の制定改廃に対する再議という規定がございますけども、さらに、この法の中でこれらの再生計画、健全化計画等に伴う議決に対する否決等についても再議を付すことが、この法律の中で規定されているということでもあります。

それから、財政再生計画の実施状況も健全化計画と同様に実施状況については、毎年9月30日まで同じような手続きを踏まえて報告をしていかなければならないということになっております。

さらに、19条では財政再生計画については、国等が実施状況について、調査・報告を求めることができるということで、ここでも国の関与がここで入ってくるということになっています。

さらに、20条では、健全化計画の方では勧告ということでお話しましたけども、さらにここでも、20条では再生計画についてですね、国等が関与を行っていくということで、予算の変更ですとか、財政再生計画の変更、その他必要な措置を勧告するというので、これらに対応した措置を講じなければならぬということになってきます。

次に8ページになりますが、21条は国及び他の地方公共団体ですが、再生団体になった地方公共団体に対して十分配慮していくという、こういう規定でございます。

それから、次に公営企業の経営の健全化ということがございます。これが実は今まできちんとご説明していなかった部分なのですが、実は、特別会計・企業会計については新たに、ここに書いてあるとおり、22条資金不足比率というものがございまして、これを公表していかなければならないということになります。それぞれの会計ごとにです。これも先ほど来、お話ししている健全化の比率でありますとか、それらの比率と同様にですね、比率を公表していくということになります。同様の手続きを踏まえて比率を公表するということになります。

それが23条では、経営健全化基準以上であれば、これはその会計ごとに経営健全化計画をつくらなければならないということになります。それで、この経営健全化計画は、これまでもお話ししている健全化計画と同様にですね、同じような内容で計画目標・計画に定める事項を定めてつくっていくということになります。

24条は、この経営の健全化のための規定が、これまでお話しした、健全化計画の策定の手続きとか、実施状況の報告をしていくですとか、国等の勧告等について、同じ規定でこれらがやっていかなければならないということになってございます。

それから、25条ですが、これまでお話ししたように、計画としては財政健全化計画、それから、財政再生計画、それから、経営健全化計画という、こういう3つの種類の計画が出てくるわけですが、例えば、財政健全化計画をつくり、なおかつ、経営健全化計画をつくらなければなら

ない自治体も出てくるかと思えます。再生計画をつくって、経営健全化計画をつくらなければならない自治体も出てくると、こういうふうにはなりません。それらは、全てそれらの計画の整合性をとりなさいというのが、この25条の規定になっています。

それから、26条です。先ほど、副町長の方からお話があったとおり、監査がかなり大変になってくるとこの条項でございまして、まず、一つは、これらの計画、今、言いましたような3つの計画は、計画を定めるにあたってはあらかじめということで、監査委員の監査の要求をしなければならないということになっています。これは従来であれば、監査委員にということなのですが、この法律の中でですね、読み替え規定によりまして、個別外部監査契約によらなければならないということになっています。地方自治法上はですね、白老町の場合は外部監査契約を条例で定めればできる形にはなっていますが、現状では定めなくてもいいということになっております。それが、この法律の中では計画を定める場合は、必ず個別の外部監査契約によらなければならないということになります。

それから、10ページになりますが、27条、財政の早期健全化等が完了した団体の報告ということで、今、説明しております、健全化計画、財政再生計画、経営健全化計画が完了した場合の手続き。これも必ず議会にご報告しながら、知事に、さらには大臣にという形で全て報告をしていくという、こういう規定になってございます。

それから、11ページの28条で、北海道知事が総務大臣の権限を受けてできる事務というのがございます。これは、施行令の中ではですね、あくまでも、再生計画の軽微な変更に限って知事に権限を委ねているという部分で、基本的にはやはり総務大臣に対して全て報告、もしくは同意を求めなければならないと、こういう内容になっております。

29条は政令への委任ということでございまして、ほぼ、先ほどもお話ししているとおり、判断比率、基準等については全て政令に委任されているということでありませう。

それから、附則ですが、法律の施行日ですけども、21年4月1日からというふうになってございます。ただしということで、2条の、先ほどのお話している健全化の比率ですとか基準、それから、公表していくということ、それから、資金不足比率を公表していくという、こういう規定は20年4月1日から適用されるということなのです。

それで、2条の方では、適用区分として、財政健全化計画をつくることですか、財政再生計画、それから、経営健全化計画をつくるということに対しましては、20年以後の決算に基づき算定した比率が基準以上の場合に適用ということになります。これは、併せてどういうことかと言うとですね、20年4月1日からは公表する義務は生じてくるということになります。ですから、19年度決算に基づいた判断比率等は20年4月1日、つまり、20年9月30日までに公表しなければならないということになります。

それと、では、再生団体になるのかですか、健全化団体になるのかですか、経営健全化団体になるのかということ、20年度の決算に基づく比率で21年度から適用されるということなのです。こういう適用の期間のずれがあると、こういうことでもあります。こういう法律の内容になっているということでございます。以上、簡単でございますけども、財政健全化法の内容について、ご

説明させていただきました。

続けてですね、説明資料の2の方についてですね、大黒主幹の方から説明をいたします。

委員長（及川保君） 大黒主幹。

行財政対策室主幹（大黒克己君） それでは、私の方から資料2と、それから、資料3、続けて説明させていただきます。

まず、資料2の健全化判断比率と早期健全化基準等ということで、まず、1番目、財政指標の対象会計範囲のイメージということで、この表をですね、ちょっと皆様に頭に入れていただきながら、その後の説明をお聞きいただきたいと思います。この表はですね、会計の分類ということになっておりまして、本町の会計は一般会計含めて13会計ございます。それで、一番左側の分類のところ、まず、普通会計。これは決算統計で使っている会計でございます、一般会計の他、学校給食、墓園が該当いたします。その以下ですね、4から11までの会計を特別会計、それから、水道、病院につきましては企業会計と通常言っておりますが、企業会計というのは正式名称ではございません。これも含めて特別会計というのが自治法上の正式な会計名でございます。何で企業会計なのかというのは、その後の説明をいたします。分類のですね、2条1号というところは、これは実質赤字比率の規定の中でうたわれているところでございますが、一般会計及び特別会計のうち、イ、ロ、ハの会計以外の会計を一般会計等と言いますという法律の中身になっております。イというのが地方公営企業法の適用している会計。これでここが企業会計と言われるゆえんなのですね。水道と病院です。それから、地方公営企業法なのですけど、それを適用していない企業というのが公共下水道から特別養護老人ホーム事業。この7から11までの会計が該当します。それ以外の特別会計というのが、国保、老保、介護。20年度から開始されます、後期高齢医療の特別会計もこの範疇に入ります。それ以外が一般会計等。いわゆる、普通会計と一般会計等というのは、本町ではイコールというふうに抑えていただきたいと思います。それから、2条2号の連結実質赤字比率。この部分については、イ、ロということで、公営企業特別会計と一般会計、また、公営企業以外の特別会計という分類になっております。それで、右側に矢印の方でございますが、実質赤字比率については一般会計等が対象、連結と実質公債費については一般会計から病院まで、それから、将来負担比率については13会計の他、一部事務組合等ということで土地開発公社であるとか、振興公社等が該当するであろうと。資金不足比率については、公営企業のみを対象ですが、これは会計別、それぞれ対象になってくるということになります。

続きまして、2番目、1号の実質赤字比率の方を説明させていただきます。実質赤字比率につきましては、公式、「標準財政規模」分の「一般会計等の実質赤字額」ということになっております。ここで、まず、標準財政規模とは何かという部分なのでございますが、以下の式、これが正式な式でございます。ただ、少し複雑になってございますので、簡単なイメージとしてはですね、一番下、入湯税を除く町税と、それから、譲与税、交付金、普通交付税、臨時財政対策債、これを足したものが、概算ですけど、標準財政規模の額だというふうに抑えていただければよろしいかと思えます。2ページに入ります。2ページにつきまして、実質赤字額というのは何かという部分で、ここでは繰上充用額と支払い繰延額、事業繰越額の3つの部分の合算が実質赤字額となります。説明は以下

のとおりでございます。このような中でですね、施行令第7条、8条において、早期健全化の基準、財政再生基準を示しております。早期健全化基準はですね、11.25から15、財政再生基準は20ということで、早期健全化基準は幅があります。これはどういうことかと言うと、現行の地方債協議・許可制度における許可制移行基準がこのようになっていまして、算出方法としては、これと財政再生基準の中間値をとるということになっております。そこでですね、本町の早期健全化基準はどうかという部分が中段から以下の式になっておりまして、最終的には14.4というのが、本町標準財政規模60億と仮定した場合の本町の基準ということになります。それから、再生基準は、これはそのまま20%ということになります。

続きまして、3ページに入らせていただきます。3番目の、2号連結実質赤字比率。連結実質赤字比率は「標準財政規模」分の「連結実質赤字額」という公式になります。連結赤字額というのはですね、下の方にあります、イとロを足したのから、ハとニを足したものを引くということになっておりまして、それぞれイ、ロ、ハ、ニをご説明いたします。

まず、イ+ロというのは、これは赤字部分。ハ+ニというのは黒字。赤字から黒字を引いて赤字が多ければ、実質赤字額ということになるということになります。そこで、イの方はですね、一般会計及び公営企業以外の特別会計、先ほどの表で言うところの1番から6番までの会計。これが実質赤字額の合計ということになります。それから、それ以下のいわゆる公営企業の部分はロの方に該当しまして、ここは、資金不足額というふうな言い方になります。

では、資金不足額とは何かという部分になってきますが、黒丸でロに関する政令ということで、実は、これも算定方法が4つに分類されております。まず、法適用企業が、法非適用企業かと。いわゆる、水道・病院と、それ以外の会計の出し方が違います。なおかつ、そのうち宅地造成事業なのか、そうではないのかという部分でも違います。それで、まず、法適用企業の方、水道・病院については、簡単に申しますと、バランスシートを使っていますので、流動負債から流動資産を引いた額が赤字額。これが資金不足だよという言い方です。それから、法非適用企業の方につきましては、これは実質赤字額。基本的には実質赤字額がその赤字という言い方になっています。

ただ、ここの説明の右側にですね、1と2ということで示しておりますが、まず、宅地造成事業につきましては、議員の皆さんご承知のとおり、いわゆる、土地を資産として土地を持っている場合は、これを適正な評価にして、これを黒字として赤字から控除することができるということになっております。これが1の中段から下、説明になっております。それで、先ほども出ておりました、この辺がまだ固まっておりますが、算定方法は施行規則第4条で1号から8号まで実は8通りあるということになっております。そのうちの主なものとしては、例えばですけど、売出し後1年以内の土地は売出し価格ですよとかが、あるいは、不動産鑑定を入れると、それがその額ですよとかが、4ページに入りますけど、評価額を使った価格ですよとかが、こういったものがあつたり、あるいは、売出し価格逓減方式と言いまして、逓減率や売出しから何年経過している土地なのかというものを使って算出するようなものもございます。

それから、2の方はですね、これは計画赤字と言われる部分でございますが、正式には解消可能資金不足額ということで、この部分についても資金不足額から一定額を控除することができる

いうふうになってございます。具体的に申しますと、例えば下水道事業におきまして、下水道事業をやるには多額の起債を借りて事業を行っておりますが、その元利償還期限というのは20年ぐらいなのです。ただ、下水道管というのは、減価償却というのは40年あるのです。ですから、当該年度の元利償還金と減価償却費の差額というのが出てきます。元利償還金の方が多く支払っているということになりますので、その差額をここで言う、計画赤字ということで控除しようという考えなのです。ただ、ここもですね、実際、では、何年分控除できるのかという部分がまだ正式には出されておられませんので、正確にはこの金額は出せないということになっております。以上のように、基本的な実質赤字額から、このような土地、あるいは計画赤字を控除した部分が実質の赤字額ということになります。

続きまして、黒字部分の八と二。これにつきましては、本町、上水道が該当しますが、考え方は基本的に同じでございますので、この辺は説明を省略させていただきたいと思っております。

5ページにまいります。ここで連結実質赤字比率の基準が早期健全化では16.25~20、財政再生基準は30%ということで、施行令でうたわれております。これにつきましても、早期健全化基準は幅がございます。この早期健全化基準はですね、実質赤字比率の早期健全化基準に5%加算するということになっておりますので、本町は先ほどご説明させていただきました14.4に5%足して、ここは19.4ということになります。再生基準は30%そのままでございますが、ここは経過措置がございまして、20年度、21年度決算については40%、22年度決算は35、23年度決算以降で30になるということになります。

続きまして、6ページに入ります。3号の実質公債費比率でございます。この実質公債費比率というのはですね、起債借入に際しまして、平成18年度から、これまでの許可制から許可協議制というふうに移行した時に新たに算出しなければならないと出された指標でございます。式はですね、分母に標準財政規模、これは同じなのですが、それから、元利償還金・準元利償還金に係る交付税で措置される額が控除するということになっております。分子は元利償還金+準元利償還金から、それに係る特定財源と交付税措置の額を控除すると、このような数字を3ヵ年出しまして、足したものを3つで割ると。3ヵ年平均という出し方をいたします。

ここで元利償還金というのは、一般会計等の当該年度の元利償還金になります。それで、準元利償還金というのは何かという部分でございます。これにつきましては、以下の から までのところに説明しておりますが、本町に関わる部分としては、 、 、 が該当してきます。将来負担比率のところでもご説明いたしますが、 については、下水道ですとか、病院に一般会計から繰り出しておりますが、その会計の元利償還に充てるために一般会計から繰り出す額ということになります。それから、4番目は、債務負担行為に基づく公債費に準ずるもの。例えば、国営事業の竹浦明渠排水事業の負担金、これも21年度まで支払うことになっておりまして、債務負担もっておりますが、このようなものが該当します。それから、一時借入金の利子ということになります。それで、これの計算をしまして、早期健全化基準が25%、再生基準が35%ということになっております。ちなみに本町はですね、実質公債費比率は平成17年度の決算から出しておりまして、平成17年は12.3%、18年度で13.6%になっております。今後、公債費も増える見込みでありますので、なおか

つ、対策として、他会計の元利償還の部分に一般会計を繰り出すということが今後、増加すると思われるので、この数字は今後、若干上がるだろうというふうに予想しています。

続きまして、4号、7ページになります。将来負担比率でございます。考え方はですね、実質公債費比率と非常に似ております。実質公債費比率は当該年度を3ヵ年出して、その平均ということですけど、将来負担比率は同じようなものを将来にわたってどうなのかという部分になります。将来どのぐらい払うのだと。それで、分母は同じです。分子の方が将来負担額というのが出てきまして、それがイ～チまでそれぞれあります。ここで一字一句説明する時間もございませんし、非常に難解な部分もございますので、この辺は、では、どのようなものが該当するのかという部分のみを説明させていただきます。

将来負担額の内容ということで、まず、イ。一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高。これは言葉どおり、一般会計等の起債の現在高になります。

それから、ロ。債務負担行為に基づく支出予定額。 から まで書いてございますが、本町が該当する部分は 。先ほど申しました、竹浦明渠排水負担金。それから、 地方公務員共済組合が建設した職員住宅云々と。これはですね、公立学校共済住宅購入年賦金、毎年、教育費の方で予算措置しておりますが、教職員住宅をこちらで建ててもらって、その部分を年賦金として毎年支払っていると。いわゆる、公債費に準じたものということになっております。それから、5番目、公有地の拡大の推進に関する法律云々と。この部分については、土地開発公社で買取りの債務負担行為をとっているもの。それから、 、それ以外ということなのですが、ここでは、債務負担は債務保証という形でとっておりますが、土地開発公社の債務保証5億円とって降りますが、その中の実質の負債、これが該当してくるというふうに考えております。

続きまして、8ページに入ります。ハ、一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てるための一般会計等からの繰入見込額。これは先ほど、実質公債費比率でも出てきました、下水道ですとか、病院とかの繰り出しする部分。元利償還に充てるために繰り出しする部分。今後はですね、老人ホーム会計、これも発生してきます。

それから、ニ。組合等の地方債の元利償還に充てるための当該団体による負担等見込額。これは、本町ございません。

ホ、退職手当支給予定額のうち一般会計等の負担見込額。これはバランスシートもつくってございますが、本町のバランスシートの中の退職給与引当金と言われるもので、仮に今年度、今の職員が全員辞めた時に退職金はどのぐらいかかるのかという、この数字でございます。

それから、ヘ。地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額。この辺がですね、実はまだ協議しているところでございます。どういったものかというのは、次のページ、9ページに ~ がございますが、本町が関わってくる部分は のですね、地方公共団体が法人又は個人の債務に対して、当該債務の債権者に対して損失補償を行なっている場合における損失補償債務と。これはですね、白老振興公社、ポロトの土地の損失補償を行なっておりますが、ただですね、ここで言う、「当該法人等の財務・経営状況を勘案した」という部分がですね、では、

どのように勘案するのかというのが、実は現在、総務省内部でワーキングチームを設置して損失補償額の評価基準の考え方について検討中ということで、この辺は具体的に出ていません。だから、単純に損失補償額そのままなのか、それとも、そこから何らかの形で経営状況を勘案した部分で控除するものがあるのか、その辺がまだ定まっていないということになります。

それから、次。ト、連結実質赤字。これは、このままの赤字額をそのまま入れます。それから、チ。組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額。これにつきましては、本町はございません。以上、ご説明した部分の合計額が将来負担額ということになりますが、ここからリ～又の部分差し引くことになっております。

それで、リ、上記イ～チまでに充当することができる地方自治法第241条の基金残高。これはですね、本町の基金の現在高ということで捉えていただきたいと思います。財政調整基金、町債管理基金、その他、特定目的基金も基本的に入ります。それから、又、上記イ～ニまでに充当することができる特定の歳入見込額。これはですね、例えば、今、予算上での起債の元利償還金に充てる財源として、一般財源の他にですね、例えば、公営住宅使用料あるいはウタリ住宅の貸付金元利収入などを特財として入れています。その部分も将来、どのぐらい入ってくるのかという見込額を、この部分を差し引くことになっております。それから、ル、地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額。これは普通交付税の措置額ということになります。この部分を差し引いたものが分子ということになります。

それで、施行令第7条で早期健全化の基準は350%ということになります。実際まだ確定していないところがございますので、では、本町は何%になるのかというものは正確には申しませんが、基本的には実質公債費比率と似たような比率になっておりますので、なおかつ、実質公債費比率もかなり基準よりは下回っているということで、これを超えるということはないであろうというふうに我々、事務方では予測しているところでございます。

続きまして、10ページ。6番の資金不足比率というところがございます。これは、それぞれの会計で資金不足比率というのを算出して、それで、基準以上であれば、経営の健全化計画をつくらなければならないということがございますが、この比率の出し方は「事業の規模」分の「資金の不足額」ということになります。資金の不足額という部分につきましては、先ほど、連結赤字比率でご説明したとおり、同様でございますので、説明は省かせていただきます。

それで、事業の規模、分母にあたる、これが何かという部分につきましては、11ページ中段から施行令第17条でうたわれております。これにつきましても、実は法適用、法非適用なのか、あるいは宅地造成事業なのか、それ以外なのかということで出し方は4とおりにございます。ここで宅地造成以外の部分については、営業収益の額というのが基本になっているということで抑えていただきたいと思います。例えば、下水道であれば、下水道使用料、これが営業収益の額というふうになります。

それから、宅地造成事業の事業規模というのは、簡単に申しますと資本の額と負債の額の合算額だよということになっておりますが、非常にここは複雑に規定しておりますので、12ページを見ていただきたいと思います。施行規則第19条第3項でいわゆる、こういった場合はこうなのだよという

ような式になっております。それで、簡単に申しますと本町はどうかと言うと、いろいろ、この条文を読みますと、事業の規模というのはですね、土地の収入見込額、いわゆる、先ほど黒字になるよという評価した見込額、これが事業の規模にあたります。それでは、土地会計の資金不足比率というのはどういうふうに出すかと言うと、分母が土地収入見込額、分子の方は実質の赤字額から土地収入見込額を控除したもので、これが分子になります。このような式になるという風に考えています。これの基準につきましては20%ということになります。ちなみにですね、この資金不足比率を現在の状況で、概算で出してみますと、この20%を超えられるのが土地の会計2会計、工業団地と臨海部、それから、病院ですね。この辺がたぶん該当してくるだろうというふうに予想してございます。

続きまして、資料の3でございます。1枚もので本日お配りさせていただいた資料でございますが、今、ご説明したものをまとめたものでございます。実質赤字比率と連結実質赤字比率の早期健全化基準については、それぞれの標準財政規模によって額が変わりますが、本町は60億ということで計算した場合はこうですよということを出しております。以上で資料2、資料3の説明は終わらせていただきます。

委員長（及川保君） 岡村参事。

行財政対策室参事（岡村幸男君） 今、比率についての計算の方法だとか、まだ明らかになっていない部分も含めてご説明したのですが、それでは、実際、白老町はどのぐらいの水準になっていくのかということ、私どもも本当に議員の皆さんに正確な数字をご説明したいということですので、先ほど来、お話しているとおりですね、なかなか、まだ掴めていない数字があるということで、今日はですね、それをイメージとしてどうやって行くのかということ、実は説明資料4の方で書いてございます。それで、一番上の線、赤字額控除前の見通しということ、これが、いわゆる土地ですとか、それから、資産に見られた場合ですとかですね、それから、下水道等のいわゆる計画赤字、これら見られない場合の数字です。ですとか、これからいくとですね、もう18年度から40%を超える数字で連結としてはずっと上がっていくと、こういう状況になっているということなのです。こういう状況で当初は対策をとっていかねばならないということで取り組んできたわけでございます。それで今、新たに政令が出てきた。それから、省令の案が出てきた。基準等についてはまだ示されていない、おそらく3月になるだろうと。こういう状況の中でいくらかでも試算ができないのかということで計算をしてありますが、±5ポイント、実は中心点から加算して数字をつくってございます。ですから、A・Bの数字を見ていただきたいのですが、おそらく、この範囲に収まっていくだろうということです。赤字額控除後の見通しという部分ですね、おそらく、この範囲に何も対策を打たなければ、こういう数字で、この幅で想定できるだろうというふうに抑えています。ですから、18年度では40%であるものが、Aの線でいけばですね、20%ちょっと超えるぐらいの率になるよということになります。ただしですね、見ていただいたとおり、20年度の状況からいけばですね、この赤字額控除後の見通しでもAの数字については40%を超えるということになりますし、Bの最大限見積もった場合であってもですね、もうぎりぎり40%に近い数字になると、こういう状況になるわけです。これがそのままいくとですね、完全に

もう再生団体になってしまうという、こういう状況がこの中でご理解いただけるのではないかなと思います。ただし、今回、人件費の対策を職員、理事者を含めて1月1日から実施してございます。なおかつ、議員の皆様のご協力もいただきながらですね、人件費の削減を取り組ませていただいております。これを入れ込むことによってですね、このAがA'の線まで落ち込むということです。BがB'の線まで落ち込むという、こういうふうになっています。ですから、この幅で移っていくだろうと、こういう状況にあるということです。かなり急勾配で上がったものが、職員の人件費と議員の皆さんの人件費等のカットによりましてですね、ここまで改善されると。あと一息の状況まで来ているのですが、しかし、22年の欄を見ていただければ、A'でいけば、ここもオーバーしてしまうと。それから、23年でいけば、B'の方で見てもですね、このラインから超えてしまうという、こういう状況になるということなのですね。ですから、この人件費対策以外にも事務事業の見直しですとか、使用料・手数料、それから、最終的には本当に町民の皆さんのご負担をいただかなければならない部分も取り組まなければですね、この状況は回避できないと、こういう状況になっているということでございまして、何とか20年、21年はクリアできても後年度こういうような状況を推移していくと、こういう資料としてご説明したいということでございます。以上です。

委員長（及川保君） 暫時、休憩いたします。

休 憩 午前 11時08分

再 開 午前 11時15分

委員長（及川保君） それでは、休憩を閉じて、委員会を再開します。

大変ショッキングなグラフを提示していただきました。これから、皆さんの自由なご意見を、質疑を受けたいと思います。よろしくお願ひしたいと思います。何でも結構でございます。

14番、氏家委員。

委員外議員（氏家裕治君） 14番、氏家です。今ちょっとお話もあったと思うのですが、この赤字控除前の見通しのあまりにも極端なグラフの推移ありますよね。例えば19年度までに、財政健全化計画ではないけども、今までの計画をやってきた部分というのは19年度までの推移がありますよね。19年度までの推移があって、それまで計画的に進めてきたものが、それでやめた場合はこういうふうな形になってしまうということでしょう。結局、19年度までの計画があって、なおかつ、その中でやはり見直していかなければいけないという形の中で、例えばある程度の見通しというか、そこで打ち切るのではなくて、今後もそういった計画を立てていかなければいけないという形の中で推移した時に、こんな極端な数値にはなっていないのではないかなと僕は思うのだけでも、その辺についてはどうなのでしょう。

委員長（及川保君） 岡村参事。

行財政対策室参事（岡村幸男君） この数値の線はですね、あくまでも対策を何もとらなかった場合ということで、現状延長型で見ているということもまずご理解いただきたいですね。何もやらないと言ったら変ですけども、これまでいろいろなことをやっているわけですけども、事務事業の見直しも行なってきていますが、ただし、今のいわゆる、このままの状況を続けていけば、こう

いう状況になりますという、まず、前提はそこにおいているのです。

それともう一つはですね、これまではこの連結実質赤字比率というのは無かった数値でして、あくまでも実質赤字の部分で実は計画をつくり込んできたという経過があるのですね。ただ、16年からつくってきた計画というのは、やはり全体の赤字を考えた場合にですね、他の特別会計等の赤字も解消していくための繰り出しはしていかなければならないということで、実は計画は立てていた部分があったのですが、やはり、それ以上に地方交付税の落ち込みと、それから、町税の落ち込みがあって、そこに繰り入れするお金ができなくなってきたというのが実態であります。ですから、特別会計に対してですね、その赤字を補てんするだけの繰り出しを入れられなかったためにですね、こういう状況になってきているということなのですね。それで、この数字はあくまでも、何もではなくて、今、現状のまま推移した場合にこうなっていくということですから、これに対していろいろな対策を入れることによってですね、ご覧のとおり、人件費対策を入れれば、ここまで数値は下がりますから、さらに対策を入れ込むことによってですね、何としても再生基準をクリアできるような数値にしていきたいというのが今の状況でございます。

委員長（及川保君） 14番、氏家委員。

委員外議員（氏家裕治君） 言っていることはよくわかるのです。ただ、実質赤字比率で今までずっとやってきましたよね。この連結という部分が新しく昨年の6月くらいから出てきたものですよ。この実質赤字比率の部分を見たって、例えば19年度以降このままでは駄目だよということは絶対出てくるわけですよ、いろいろな部分で。その中で例えばいろいろな、それこそ、まだまだ計画は19年度以降の話ですから、話はこれからの話になってきて、どういった計画の基にこの数値がどう動くかというのはわからないかもわからないけども、でも、推移としては、例えばこういったものも頭に入れながら計画に盛り込んでいった時には、例えばこうなりますよと。あまりにも僕が言うのは、この幅が大きすぎるということですよ。例えば人件費の対策をした場合の見通しとね、それから、仮に連結の赤字比率が出てきたとしてもですね、あまりにも、こういった形の中で、そうしたら町民は例えばこのグラフを見た時にですね、そうしたら、あなたたち今までこんなものをずっと見逃してやってきたのかという話になってしまうのではないかと僕は思う。いや、わかりますよ。極端にこうになってしまうのだと、何も手をつけなければ、こうになってしまうのだという極端な一つの例としてはすごくわかりやすい例なのかもしれないけども。実際、例えば今までやってきた健全化計画の中でやってきたものを、これからもう一歩進めてやってきた時には、本来は、僕はもっと緩やかなラインで収まっているのではないのかなと思うのだよね。その緩やかなラインというのがどういうラインなのかはわからないけども。でも、あまりにも極端に、過度に、今までやってきたことが何もなっていないような数値で表してしまうと、僕は、これは町民に逆に不安を与え、そうしたら、今まで何をやってきたのだ、みたいな話にもなるような気がしてならないのだよね。だから、赤字控除前の見通しのラインというのはね、本当にこういった形になってしまうのかね。今までやってきた財政計画の中で、それを例えばこれからも赤字比率だけのことで考えてもいいのです、これからもそういったものを計画的に進めていった時に、はたして本当にこんな数字になってしまうのかどうか、ちょっともう一回お聞きしたいのです。

委員長（及川保君） 岡村参事。

行財政対策室参事（岡村幸男君） 確かにこのイメージからいくとですね、かなり急勾配で上がっているということなのですが、比率自体はやはりこうなっていくというのは事実なのですね。ですから、議員がおっしゃるとおりですね、この比率を改善するための方法という部分では、今、いろいろな対策を立てなければならないですし、なおかつ、この比率がこうならないために対策をとっていかなければならないという思いでやってございます。ただ、このような数字になっていくという見込みというのはやはり町民の皆様にはきちんと説明しなければならないことだというふうに思っています。ただ、このグラフがイメージとしてあまりにも急勾配ではないのかということについてはですね、確かに見るイメージとしてはそのように取られるかもしれないのですが、事実として、やはりそこはお話しなければならないという部分でありまして、それに対してやはり私どもは一生懸命何とか下げる努力をしていくという考えでありますのでご理解いただきたいと思います。

委員長（及川保君） よろしいですか。

3番、西田祐子委員。

委員外議員（西田祐子君） 資料4の今の氏家委員の質問に関連するのですが、赤字控除前の見通しということで、非常に19年度はそれほど差がないのですが、どんどんこうやって大きくなってきますよね。それはやはり、早期退職とか、人件費とか、そういう部分が結局ね、どんどん借金額が減っていくことによって差がついてくるのかなと思う反面ですね、見通しのこの急激なグラフということは、つまり、どういうことなのでしょう。金利が高いということなのですか。それとも、交付税が減っているということなのか。いったい、何でこんなに急激なものになるような計画しかできなかったのか。それは、先送りしてきたことなのか、どういうことなのか。その辺がよくわからないのです。それをまず、教えていただければありがたいなと思います。

委員長（及川保君） 岡村参事。

行財政対策室参事（岡村幸男君） 実は、19年度までは何とか一般会計は収支均衡を保ってきたと。それも、財調を取り崩して均衡を図ってきたという部分がありますけども、今の20年度以降の収支見通しからはですね、実は一般会計の方も、いわゆる収支不足が生じるということで、実質赤字額も増えるという、そういう実は試算を出してありまして、その試算が単年度で約5億から6億ぐらい不足していくということなのです。ですから、これを埋めないかぎりは、まず、無理だということなのですね。例えば、20年で5億7,000万、21年で5億8,000万というふうになれば、2カ年だけでも10億というお金が赤字として積み上がっていくということなのです。これを放置していくとこういうラインをたどっていきますよという、実はこういうことなのです。積み重なるということで。ですから、まず、一般会計の収支を均衡にさせるということと、それと、さらに収支均衡を図るだけではなくて、そこで余剰を出して、特別会計に対する赤字も埋めていく努力をしますよというのが今の対策の考え方なのです。実は、これが延びていくというのは、特別会計の赤字が膨らんでいくという部分もあるのですが、一般会計自体が20年度から単年度赤字になっていくという、こういう想定をしているということで、こういうラインをいく、そして、こういう状況になっていくということですので、何としてもその部分は努力して、まず、均衡を図る、さらに特別会

計、企業会計への繰り出しをきちんと行なっていくと、こういう考え方でございます。

委員長（及川保君） 3番、西田祐子委員。

委員外議員（西田祐子君） そうしましたら、私たち議会もですね、そのことを見抜けなかった、つまり、議会の責任も大きかったというふうに私は感じてはいるのですけども、結局、町側もそこまでは見抜けなかったということになるのでしょうか。その辺だけちょっと。

委員長（及川保君） 岡村参事。

行財政対策室参事（岡村幸男君） 正直言いましてね、ここまで悪化するという状況についてはですね、見抜けなかったかというよりもですね、想定を超える、いわゆる収入不足があったと言わざるをえないと思います。歳出については、基本的には例えば、これまで公債費の発行についてもですね、年度ごとの償還というのは抑えているわけですから、いくら償還していくのだという、そういう額も抑えているわけです。それで、財政規模としてどのぐらいの運営をしていくのだという事は当然抑えているわけなのです。しかし、それに伴う収入が確保しなければならないという部分としてですね、交付税が落ち込んだと。それから、いわゆる町民税の方も落ち込んでいるという、これがやはり大きな理由になってくるわけです。ただ、私ども、これまでも広報等でお話しているのは、収入が落ち込んだから、こういう赤字を招いたということではなくて、こういう原因になってきたのは何かということずっとさかのぼって考えれば、やはり事業を行ってきたことが、もう少し計画的に行なうべきではなかったのかということを引きちんと反省として、要因として挙げていくわけでございます。単純に地方交付税が下がり、それから、町税が下がった、これは全国的に言える話でございますので、その中でもきちんとした財政運営を行っている自治体もあるわけですから、やはり、その部分について言えばですね、はるかにそこを超えていた事業が展開された結果として、一番、今ピークにある段階なものですから、かなり町の財政としては厳しい状況にあるということをご理解いただきたいというふうに思います。

委員長（及川保君） よろしいですか。

12番、松田委員。

委員外議員（松田謙吾君） 今のお話があったように、議会が見抜けなかったという話もあったけれどもね。7、8年前からもう今の状況はみんな話していた。だから、健全化もやってきたし、見野町政からね、第1期、2期、3期とやってきたわけです。先ほどから岡村参事が言っている大きな狂いはね、やっぱり町民税がぐっと落ちた、地方交付税がぐっと落ちましたよね。これが一番大きいし、ここは見抜けませんよね、急に落ちてくるわけだから。それから、それに比例して人口も4,000人も、私は前に言ったけども、減っている。この人口だって、本当の計画からいくと、人口の計画のなんて見抜けませんよね。来年、誰が減るかかわからないわけだから。この辺の狂いもあったし、それから、財調基金、おそらく37億ぐらいあった時ありますよね、平成7年頃。それをどんどん何年か取り崩しながらやってきた。けども、議会が見抜けないと言うけれども、町の予算を組む時に議会はね、町長と課長と助役でやるのであって、議会は1円の予算の権限もないわけですよ。全部出されたものを審議しているだけでね。ですから、議会が見抜いたのか、見抜けなかったのかという問題では、私は思いますね。むしろ、やっぱり町を預かるトップが前を見極めないでね、

どんどん公約をして、それに向かって120何項目公約を果たしたなんてね、そういう時代の背景にあるものだから私はこういうことになったし、これを見たら、本当に先ほどからいろいろ話題になって町民に見せたらびっくりするだろうというけど、これの大きな原因はやっぱり町民税がぐっと減ってきたこと、交付税がぐっと減ってきたことがこういうことになるのですね。それで、今やっとならね、それに気が付いたわけではないのだけど、国の財政再建法ができてから、再生団体になるわけだよ。だから、今、何としてでも再生団体にならないためにどうしたらいいか。これを今やっているのだから、いずれにせよ、この数値、下の方のA'、B'見ても、今、職員給与を思い切って下げたし、それから、議会も一部下げた、あとは町民の負担を求めるしかもうないのですよね。それとあと、無駄をいかに省くか。もっともっと、私、省けるものはあると思いますよ。ここのところをもう少しやっぱりねじり鉢巻きしてやるべきだなと思っているんですけどね。ただ、今、私が言ったのは、議会が見逃したという言葉が再三あるものですから、私はそういうことではないと思っていますよ。予算には、議員は全然、権限がないわけですから。チェックするだけで。それを言いたかったのです。

委員長（及川保君） 他、ございませんか。

10番、大淵委員。

委員外議員（大淵紀夫君） 一つですね、質問する前に、原因含めて我々自体が、かなり原因の追究というのはやったわけですよ。各議員の皆さん方がもうこれでいいだろうというところまでやっているわけですよ。同時に、健全化計画や骨子の中でこういう見通して出ているのですよね。それで、原因が何かという議論もかなりしているのですよ。それをまた、今、ここでやったってね、僕はもう、そういうことではないというふうに思っています、はっきり言えば。今、原因を言っただけで、もう、その原因の議論というのはやっているわけですから、今まで。それと、この骨子の中にだって全部出ている。これをグラフにすれば、こうなるというだけの話でしょう。この数字をグラフにしたということだよ。だから、私はやっぱり、そういう事実はきちんと事実として受け止めると。そして、我々はきちんと議論してきたのだという部分があるわけですよ。そこのところはまずね、議会議員として、やっぱり僕は抑えておかなければ、いくらたっても同じことの議論にかならないと。だから、10年間に過大な投資をしたということも事実だし、交付税や税金が下がったということも事実なのです。それに基づいて、こういうものをつくって、我々も議論してつくってきたのです。ですから、そこの抑えだけはね、私は一つきちんとしたいと。

それと、この表でね、国が今、指標をきちんと数字が固まった段階ではBの幅まで落ちる可能性はあると。我々に不利な指標になった場合はAになる。ということは、そういう差がまだあるのだよという意味ですね、一つはね。もう一つ、この人件費対策の見通しの幅というのは、これはAとBとの幅での意味というふうに理解していいのですか。これは上の方にいったら金額は同じなのですか。幅がちょっと人件費の方が広いように思うものだから。人件費の方が多くあるという意味ではないのでしょうか。同じことでしょう。金額同じなのだから、同じだよ。ということは、国がもし、比率として下水道でももっと多く見てくれるとか、多い金額で見てくれた場合はB'でいく可能性もあるという意味ですね。これぐらいの差があるというふうな理解でいいのですか。そこだけち

よっと、わかれば。

委員長（及川保君） 大黒主幹。

行財政対策室主幹（大黒克己君） 今、大淵委員がおっしゃられたとおりですね、この見込幅というのは同じ幅でやっておりまして、なおかつ、今、 $\pm 5\%$ ということは、金額にして上限3億ということで試算しています。5%というのはおおむね3億。その違いは何かと言いますと、逆に言う、上に触れる場合につきましては、土地の評価自体が多少、今、我々が試算している以上のものでカウントできるような計算方法が具体的に出てくるですとか、あるいは、下水道の計画赤字につきましても、例えば10年遡及、いわゆる10年間分を計画赤字として見られるですとか、そういった我々に有利なように働けば3億ぐらいは出るだろうと。逆なパターンもございます。下水道もですね、例えば2年しか見ないですとか、その辺もはっきりしませんし。そういったものも考慮しまして、安全なところというところで下限についても5%見ているというような状況でございます。

委員長（及川保君） 10番、大淵委員。

委員外議員（大淵紀夫君） 10番、大淵です。もう一つ。資金不足比率というのは、ちょっと今まであまり議論していなかった部分が出ました。この間もちょっとそういう議論、前の時にあったのですけどね。これは会計別に出て、今は臨海部と工業団地と病院が危ないと。これはもちろん連結実質赤字比率の中によくわかるのだけど、単品で資金不足比率の3会計がそうなった場合はどういふうに、計画出すというのはわかるのだけど、どういうことになるのですか、その部分は。

委員長（及川保君） 岡村参事。

行財政対策室参事（岡村幸男君） まずですね、説明資料2の方の1ページのイメージ図があると思いますが、一番右側に資金不足比率と書いています。ですから、これらの会計が全て資金不足比率につき出さなければならないという会計です。この会計が資金不足を出した場合に、資料1の方を見ていただきたいのですが、資料1の8ページになります。これが公営企業の経営の健全化ということで、まず、公表しなければならないということと、計画をつくらなければならないということと、それと、最終的にはそれをきちんと大臣に報告するよという、そういう手続きを全部やるということなのですね。そして、当然、計画をつくる時には外部監査を入れなければ駄目だと、各会計。同じ方法でやるということ。つまり、健全化の方と同じです。考え方としては、健全化計画をつくるのと、会計ごとに健全化計画をつくるということが、いわゆる、ここで言う、経営健全化計画と言っているものでして。ですから、万が一、白老町が再生団体は回避できたけども健全化団体にはなるとなれば、町全体としては健全化計画を一つつくらなければならない。それから、場合によっては、特別会計でこの収支不足比率が、基準20%以上になれば、それぞれの会計で経営健全化計画をつくらなければならないと、こういうことになるということなのです。

委員長（及川保君） 10番、大淵委員。

委員外議員（大淵紀夫君） ということは、当然、他のものと同じだということは、外部監査も入るといふのはわかったけど、総務省の関与もあるといふふうになるのですか。

委員長（及川保君） 岡村参事。

行財政対策室参事（岡村幸男君） 関与といふのは、再生団体とはちょっと違いますので、経営

の健全化ですので、ちょっとそれは緩い部分ですけども、国等の勧告というのはあります。ですから、例えば、その特別会計の経営が健全化計画として出されたものが達成できないような場合には、国等が勧告をするということは、法律上はできる形になっています。

委員長（及川保君） 10番、大淵委員。

委員外議員（大淵紀夫君） 10番、大淵です。ということは、逆に言えばね、例えば病院なら病院、今の状況でいけば、なる可能性がかなり高いと私は思います。そうすれば、ある意味では総務省に、そういうことで経営健全化のために指導してくださいと、うちの病院どうすればいいですかと、総務省としてはどういう手立てが一番いいですかというようなことを総務省に例えば逆に投げるといようなことは可能ですかということが一つ。

例えば、臨海部だとか工業団地の場合は、売れなかったら絶対健全化できないよね。売れば、健全化できるかもしれないけど。まして、工業団地で言えば、差があるわけだから、絶対赤字出るわけだから。赤字が出るというのは、これはもう公表されている部分ですよ。そうすると、一般会計から繰り入れるか、土地が売れるか、どっちかしか解決方法ないという考え方でいいですか。そうすると、健全化計画をつくると言ったって、そのどっちかをやるしかないでしょう。一般会計から入れて5年間で健全化しますと。一般会計が赤なのだから、その分だけ金稼がないことには絶対そうならないよね。それで、解決方法としては、僕が今、言った、土地を売るか、一般会計から入れるか、その2つしか、この土地会計ではありませんか。

委員長（及川保君） 岡村参事。

行財政対策室参事（岡村幸男君） 土地会計ですけども、基本的には今、大淵委員がおっしゃったとおりでして、いわゆる赤字というのはもう既にあるわけですね。ただ、それは今、資産として見られるという、その差額部分が実質の赤字になりますよということですから、これは土地を売ったとしても残るお金です、赤字として。ですから、それをどうやって解決するのとなればですね、やはりそこに一般会計からきちんとした繰り出しを入れていくということが必要になってくるということですよ。

それと、いわゆる特別会計の経営健全化計画をつくって、それが、国がいわゆる、そういう指導を行なうかということですが、基本的にはですね、経営健全化計画も自主的な計画になりますので、あくまでも、これは公表し、大臣に報告をします。こういう過程を踏むということでありまして、それに対して国が基本的にどうすれですとか、北海道がどうすれということは基本的にはないのです、自主的な計画になりますから。ただし、つくったものに対しては必ずその実施状況を議会にも報告されますし、なおかつ、それについても北海道知事、それから、総務大臣にも報告しなければならないということになりますので、あくまでも、これは自主的なものとして、町執行機関側、それと議会との中でですね、やはりこれがきちんとした経営になっていくのかどうかという、やはりきちんとした議論というのが出てくるのかなど。基本的にはやはり当該自治外の中でそれをやっていくということなると思いますね。それで、それに対して国が指導をするだとかということは、よほどのことではない限りは基本的にはやはりないということですよ。

委員長（及川保君） 10番、大淵委員。

委員外議員（大淵紀夫君） もう一つだけ。そうであれば、外部監査が入るという意味は、外部監査が入った、その外部監査の監査意見書、これは一般的に言えばね、必ず経営を健全化するための監査意見書が出てくるのは、もう目に見えていますよね。弁護士、税理士、計理士、そういう部分がなれば、当然そうなると思う。それ以外の人でもそうかもしれません。ということは、そこから出る意見というのはやっぱり、きちんとそれを受け止めて、例えば病院なら病院はこう改善しなさいというものが出たら、それはもうある意味、強制力を持ってやるというか、やらされるというか、そういうふうにはなるのですか。

委員長（及川保君） 岡村参事。

行財政対策室参事（岡村幸男君） 監査の特例ということで先ほどお話ししましたけども、計画を定めるにあたって、あらかじめなのです、要は何額を改善として必要なのかということについてですね、監査の意見を求めるということなのですね、あらかじめ。計画を定めるにあたって、あらかじめ監査の意見を求めなければならないということなのですね。監査要求をするということなのですね、どういうところを改善しなければならないかということで。その監査要求が外部監査で行わなければならないということなのです。ですから、外部監査で改善しなければならない事項が出てきたとしたならば、当然、計画を定めるにあたっては、その項目についてはきちんと盛り込んで計画を定めなければならないということになると思います。

委員長（及川保君） よろしいですか。

15番、吉田和子委員。

委員外議員（吉田和子君） 財政健全化団体の健全化計画と、それから、再生団体の方は総務大臣の基準をクリアしなければならない、返されるという話がありましたよね、作り直すという。財政健全化の方は自主的なものなので、それはしないのか、どうなのか。その点、1点確認と。

それから、公営企業の関係で先ほど下水道とか病院とかという、ただ、やっぱり赤字幅が大きいということなのですが、12月の暮れに公立病院に関しての特例債のことが載っていましたよね。それで、赤平市あたりは、これで17%ぐらいの比率が下がるという試算をしています。新聞の報道によれば、白老町も4%ぐらい下がるのではないかと。ただ、これには今、条件があるのですね。その条件をクリアして、白老町がそれに2005年からの分の不良債務に対しての特例債ということなのですが、ただ、それにはおまけが付いているというか、病院の経営運営に関しての具体的なものが2008年度中ですよ、これに該当するのは。2008年度中に病院の運営に関して、きちんと明確にならないと駄目なのですよね。それと同時に縮小ということも、その中に含まれてきているという部分もちょっとあるのですが、そういった中でやっぱり連結決算になると、やっぱり病院というのかなり大きな部分がありますのでね、そういった部分ではまだきちんとした比率が出されていませんで、これも本当にきちんとそういうふうになるのか、絶対に間違いなくなるのか、それも不安な材料があったりしてね、まだ。そういった部分ではどのように考えて、どういう対応をしているのか。その2点について伺いたいと思います。

委員長（及川保君） 岡村参事。

行財政対策室参事（岡村幸男君） まず、総務大臣の方で再生計画の場合は、基準を定めるとい

うふうになっておりまして、同意するかどうかの判断をするための基準をつくるということなので、この基準というのは、あくまでも財政再生計画に対する同意をするかどうかの基準ですから、健全化計画の方にはないということでもあります。

それともう一点の公立病院改革ガイドラインの関係で、今は病院の赤字分がいわゆる特例の起債が認められて、その部分が認められれば比率が下がるのではないかという、こういうお話だと思います。特にいろいろな報道の中では赤平市の例が出ていますよね、赤平市が再生団体の基準をクリアするためには、やはりそこが一番問題という中で報道されておりますけども、これも12月にガイドラインが国の方から出てきていますけども、内容としてはですね、再編ネットワークや経営形態の見直しという、そういう中で要する経費に対して財政措置を講じますよという、こういうことなのです。それで、これは20年度に限りです。20年度に限って、平成15年度以降のいわゆる負債で19年度までということですよ。ですから、15、16、17、18、19、5カ年です。5カ年に増えた負債と、こういうことになりましたが、ただ、この中身を、ただ文章だけを読むとですね、医師不足の深刻化等により発生した不良債務等なのですよ。どこまで今回は、例えば、うちの町立病院がそういうものに該当するのかどうかということが1点あります。それと、もう一つは、では、どういう計画をつくるかということが出てきます。ここで言っている、再編ネットワーク化ということは、機関病院を中心として、例えば病院を失くしますよというようなものなのか、それとも、診療所化まで下げたらいいのかですね。その辺の状況というのはですね、この中だけではちょっと読み取れない部分があります。ただし、経営形態の見直しですから、ベッドを少なくするですとか、診療所化にするということは、これは基本的にはそういうものは入ってくるだろうなというふうには考えています。もし、これが認められるような内容であれば、やはり20年度中にこういう計画をきちんとつくって、この公立病院特例債と言われているものなのですよ。これを借りることによってですね、この15年から19年までに発生した不良債務分は少なくなりますので、そうしますと連結の実質赤字比率はまだ下がる可能性はあるということなのです。ただですね、今の実はガイドラインと、いわゆる財政健全化法施行例基準をつくっている総務省というのは基本的に同じなのですが、どうも基準の中では、この特例債が負債には認められないというような形では、今の条文を読んでいだけでは見えないのです、実は。通常、要は負債ということに考えられますよね、借金ですから。そこから減るということはどういう特例が出てくるのだろうかという部分ですね、まだ、この中では見えてきていない部分があります。特例債も借金ですから。借金が増えるわけですから。実質的な不良債務は減るのですが、借金は増えるということなものですから。その辺が見えないものですから、今、ここの部分については、まだ触れていない部分です。ただし、報道されているような状況であればですね、やはり、うちもこれは病院として考えなければならぬと。連結実質赤字比率を下げる方法としても、なおかつ、病院をきちんとした経営にもっていくためにもですね、やはりこれは導入すべきだというふうに事務方では今、考えています。

委員長（及川保君） 15番、吉田和子委員。

委員外議員（吉田和子君） もちろん、機構改革も含まれているということですから、公益的なものもね。それが2008年度中に結論が出るかどうかというのもちょっと見えていないですよ。そ

ういったものも、もしかして関わるとか何とかということになってきた時に、では、赤平市はね、向こうの方の方にちょっと聞きましたら、かなり、この数値的なものはあてにしているのですよね。だから、白老町の今、置かれている状況と、赤平の病院の赤字が26億ぐらいということなのですけども、置かれている状況も、先ほど言いましたようにね、それが負債は負債ですから、別な取り扱いになるのか。ちょっと報道によると別扱いにするから、連結決算からは出るから少しパーセントが下がるということの計算はしているみたいなのですけど。やっぱり赤平市の考え方はもうかなりそれで助かったという言い方をしているのですよね。白老町は、でも、まだ微妙な間にあると。やっぱり病院の状況が違うということでのものなのですか。その辺ちょっと解釈の仕方が私もよくわかっていないのですけども。

委員長（及川保君） 岡村参事。

行財政対策室参事（岡村幸男君） 状況的にはそれほど大差ありませんので、基本的には赤字を見られるか、見られないかという部分で、これは計算できるというふうに思っています。ですから、今の赤平の状況と同じようなことがうちも町立病院としては可能になるだろうという部分です。それで、これを入れ込む方向でやはり検討はしていかなければならないだろうというふうに基本的には考えています。

委員長（及川保君） 他、ございませんか。

6番、鈴木宏征委員。

委員（鈴木宏征君） 今の話をずっと、説明を聞いておりますと、財政健全化団体ですか、それは免れないというお話もありますので、今、白老町の行財政健全化計画の見直しというような部分も取り組んでいますよね。そのつくっていく考え方の中では、そういうものがもう目の前にあるわけですから、それを解消するための一つの計画として、それを見据えてつくっていくわけですよね。それで、19年度の決算も公表しなければならないと。そうすると、そこできちんと19年度の数値として、この健全化法にのっとってですね、どのような数字が出るかということはわかるわけですよね。そうしたら、そこでもう健全化団体ですか、そういう団体になるかどうかというのは、そこできちんと決まりますよね。そうすると、今つくっていると思われる町の財政健全化計画の見直しをしていると思うのですが、その計画の見据え方というのは、そこにならないためと言うのですか、なるのは仕方がないのだけでも、再生団体にはならないような対策としてどういうものがあるかということを見据えるのかどうか。そこら辺の考え方と言うのですか、今つくっている計画の数値のとらえ方というのでしょうか、それをどういうふうに考えているのかということをやっと。

委員長（及川保君） 岡村参事。

行財政対策室参事（岡村幸男君） 今、新財政改革プログラムということで財政改革プログラムの見直しを進めています。それで、その計画については、基本的にはまず、第一の目的は再生団体回避です。そういう数字を持つてくるということです。なおかつ、当然、再生団体回避だけではなくて、健全化団体回避も視野に入れなければならないということです。健全化判断比率を下回る計画にしなければならないということです。それがまず、直近の中では再生団体転落というのは必ずしも阻止しなければならない。絶対阻止をするということで計画はつくります。そういう考え方で

今やっておりますし、これは見えてきました。ただし、今、おっしゃっているような基準に基づく各比率がどのような形になるのかというのは、もう少し総務省の今後出てくる基準を見ていかなければ、数値というのは確定できないという部分がありますので、この数字は早い段階で情報収集もしながらですね、何とか計画には盛り込んでいきたい。つまり、健全化団体は免れないとしても、何年かでは必ず健全化団体を回避するのだという、そういう計画にしていかなければならないと思っているのです。これまで対策の骨子では10年間という計画のスパンの中で、これを解消していくのだということも、年数も含めて、これはきちんと計画の中に、では、いつの年度にどういう数字になるのだということも含めて計画はつくらなければならないというふうに思っています。ただし、これを3月までつくるということで実は12月の中でお話しております。それが今、並行で作業をしているのですが、いわゆる数値をどうとらえるのかということで非常に私どもは頭が痛い部分なのですが、場合によってはですね、訂正覚悟の上でプログラムをつくって、万が一には、その基準が、計算法が違えば、そこを直してでも出すような方向まで考えなければならないのかなと。従来であれば、きちんと数値も示してつくらなければならないのですが、今回はそこを議員の皆さんのご理解もいただきながら、数値については変動があるということをご理解いただいた上でですね、そういうものをつくり込まなければならないのかなという考えでいます。第1は再生団体回避、2番目としては健全化団体の基準以下の計画にすると、こういう計画の中で進めていきたいと思っています。

委員長（及川保君） 6番、鈴木委員。

委員（鈴木宏征君） 先ほどの説明で、数値を出すための数式と言うのですが、そういうものが出るのが3月頃だと言われたものですから。そうすると、その数字が出ないと本当にきちんとしたものが出てこないわけですね。それで、前からプログラムの変更というのは3月までにと言われたので、その整合性というのが本当にきちんととれるのかなと思って、今ちょっとお話してみたのです。これは国のそういう数字が出て、初めて町がどういう位置にあるかということがわかるわけですから、そういう対策を、では、その数値に向けてどういう対策をとるかというのは、やっぱりそこで整合性をとっていかないと駄目だという部分がありますし、それは僕もそういう話であれば、そういうこともいたしかたないのかなという気は、今、していたのですが。ただ、行財政改革というのも一つはありますよね。そうすると、今のプログラムの中でそういう数字が出ると、行財政改革のプログラムというのですが、中身をかなり精査しなければならない部分も出てくるのではないかなという気もするのですよ。今、一つちょっと考えたのは、僕も質問したのですが、今、小中の統廃合の話もありますよね。僕はやっぱり、あれをやることによって収入が減るみたいな話になった時に、わざわざ、そういうこともやりながら、何でそういうこともやってしまうのだというようなことで、少し先延ばしするとかですね、一つの例ですよ。だから、先延ばししなければならないものというのも出てくるのではないかなと。今までのやろうとした事業の計画や何かについてもですね、総合計画に何年度に何をやるというのがきちんと載っていますよね。そういう全体のプログラムも見直しをしていかないと駄目な時期に今あるのではないかなと思うのですが、そういうことも並行してやっぱりやっていくという考え方を持っているのかどうか。今回、総合計画もつく

りましたよね。後期の23年までですか。そういう計画の中でこういうことをやるということが、実施計画と言うのですか、そういうものに盛っていますよね。そういうことが、そのプログラムを組むことによって、また出来ないということも出てこないのかというふうに思うのですが、そういう整合性というのは図りながらプログラムをつくるという、そんなこともできるのかどうかと思うのですが。

委員長（及川保君） 岡村参事。

行財政対策室参事（岡村幸男君） これは私どもの考え方として、現課の方と例えば調整しているのかというと、今の段階では調整してございません。ですから、例えば総合計画の実施計画がどういう形で見直しをかけなければならないのかということは、やはり財源があつての話なのです。財源が無くて、計画どおり進めていくなつてということにはなりませんので、基本は私どもの今つくっていくプログラムでどれだけの、いわゆる臨時事業に回せる財源を確保できるのかと。これはやはり一方ではですね、町民の皆さんのいわゆるサービスを行なっていく上で、臨時事業が全くのゼロということは政策上ありえません。ですから、やはり何としても臨時事業を行なっていく部分の財源確保をするということも、これは何もかも財政が厳しいからやめてしまうということにはなりません。ですから、ある程度の額も確保しながらやっていくと。その範囲の中で、いわゆる総合計画における実施計画が、どこまでのことができるのかということですね、やはりそれは調整が必要だというふうに思いますが、今の段階から、その調整を含めて財政計画の中でこれだけ必要だからということの担保をするという考え方は、いわゆる健全化を考える方としては今のところ持っておりません。基本的には、これだけのことをやらなければならないという、しかし、臨時事業に対する予算づけの財源としては、現状の中でこれだけは確保するぞと、こういう目標を立てていくしかないというふうに考えます。

委員長（及川保君） よろしいですか。

12番、松田委員。

委員外議員（松田謙吾君） 松田です。今、財政が厳しいし、これから、白老のまちが生きていくには、まず、大きく言うと過去の清算をきちんとしないといけなわけですね。これは、過去の借金だから。

それから、これから町民負担を求めるわけですね。これにはやっぱりね、数値をきちんと出した上で町民負担を求めなければ私はないと思うのです。それで、ちょうど今、新年度に入って、予算査定の時期ですから、ただ単に職員の給与をどっと下げましたよと、職員がこれだけ痛手をしているから町民もやってくださいと単純に私は町民の負担を求めるべきではないと思う。ですから、やっぱりきちんとした数値と、そして、今までの清算をきちんとね、どういうものとするのだと。

それから、先ほどちょっと言ったけど、新しい計画が様々あるけれども、これは財源なかったら出来ないわけですね。もちろん町民負担もないとできない。そのためにはやっぱり町民にね、くどいようだけど職員がこれだけ犠牲を払ったから町民負担してもらおうよと、この考え方だけはね、私はやめてほしいなと思うのです。その上でね、町民にきちんと負担を求めるという方向にしないとな、本当に町に嫌気さして逃げ出してしまいますよ。このことは大事だと思うのです。

委員長（及川保君） 目時副町長。

副町長（目時廣行君） 松田委員がおっしゃったとおり、まさに、本当にこれから町民の負担を求めていかなければならない。そのためにはですね、きちんと数値をわかりやすく整理をまずしていくということが大事ですし、将来の見通しをきちんと明らかにしていくということ、その上で理解を求めて負担をお願いしていくと、このように進めていきたいと考えております。

委員長（及川保君） 7番、玉井昭一委員。

委員外議員（玉井昭一君） 7番、玉井です。先ほど、病院の話が出たのですが、試算はしていると思うのでね、極端にそれをする、しないは別にして、仮に病院をやめたとしたら、今後どういう試算になっていくか。これがまず1点。

それからね、今、いろいろなことで今後の問題が議論されていましてけれども、要はここ20年ぐらいの間に4,000人人口が減ったと。これが一番、税収の問題になっている、ネックになっていると思うのです。しからば、今後どうするか。このまま放っておけば人口が減るに決まっているのだけれども、人口が減っていくからと言って、それに伴って町民の負担を強いるということではね、ますますマイナスになっていくわけだよね。だから、私は、この前、一般質問でも言いましたけれども、人口増やすには何か方法ないかということをお話したのですけれども。こういう方向性ですね、それから、今、何軒か企業が誘致されましたね。この企業が誘致されたことによってですね、今後どういう試算になっていくのか。メリットはどうか。デメリットはないかと思えますけれども、その辺の試算をもうしていると思うのですが、経済効果もどうなっていくのかね。そういうことを今、少なくとも来ているものに関しての数値ぐらいは出していかないと今後の計画が立たないと思うのですよ。だから、その辺を見据えた中で、今言ったように、人口を増やすにはどうするか、企業を誘致するにはどうするか、港をどう活かしていくのかというね、今、既存の大きな会社についてもできれば雇用増になっていっていただきたいと、これはもう夢みたいな話ばかりだけれども、こういう話をどんどん試算に結びつけていけばですね、何をやればいいのかということがわかってくると思うのですよ。その辺について、わかる限りでいいのでお答えいただきたいなと思います。

委員長（及川保君） 岡村参事。

行財政対策室参事（岡村幸男君） まず、病院について、やめるという試算はということなのですが、正直申しまして、やめるという試算はしてございません。あくまでも、今回、連結実質赤字比率に影響するだろう病院の不良債務、これに対してどのような対策をとっていくのかということの検討はしてございます。例えば、先ほど、吉田委員の方からお話のあった、特例債を借りた場合にどうなのかという、どのぐらい借りられるのかと。その場合については、どのぐらい下がるのかというような、こういう検討はしております。15年から19年までの増えた負債という部分が100%、これが認められたとしたら約5億ぐらいは借りられるということになります。ですから、その比率だけをとるとですね、約8ポイントぐらいは下がるだろうということになります。そういう試算はしてございますが、やめるという試算はしてありません。

それともう一つ、やめるということになればですね、実は町立病院が抱えている負債は全て企業会計から一般会計に移るということになります。全てその負債分を一般会計で見なければならぬ

ということになります。ですから、その部分について言えばですね、うちの方の一般会計の方で負担するという考え方では、今、試算は行なっていないということでもあります。

それと、人口減という部分ということで、人口を増やす対策があるのではないかと。本当にそのとおりだと思いますし、もちろん私もですね、これに伴う、いわゆる波及効果としての、例えば税収が増えるですとか、そういうものは期待したいところでございますが、少なくともこの部分に対して、直接的に収支に盛り込むということはこの中ではやってございません。あくまでも現状の中で税収として確保できるのが、税の方でも算出してございますけども、現状の中でどういう、例えば固定資産税の変化があるのかですとか、いわゆる、どういう所得階層で所得の伸びがあって、どういう町民税が増えるのかというような、そういう試算はしてございますが、それに伴って増えるのが何ぼだからということでその部分を上積みしているような、そういう試算は、大変申し訳ないのですけども、今のこの計画の中ではそういう計画には見込めないという考えであります。ただ、将来にわたって好転する材料ということが目に見えた中ではですね、玉井委員のおっしゃるような効果についても十分考えながらですね、対策の一部変更ということがありえるのかもしれませんが、現状の中ではそのような方法で考えております。

委員長（及川保君） 昼食の時間が過ぎたのですけども、継続して、まだ、あれば進めたいと思いますけどもよろしいでしょうか。

3番、西田委員。

委員外議員（西田祐子君） 先ほど、岡村さんの方からちょっと説明がありました、例えば、議会の理解が得られれば計画の変更をするような内容であっても出していきたいというお話があったのですけども。私は、やはり一番最初に質問した時の質問の趣旨というか、気持ちとしましては、町側が完全に出来上がったものに対して、今まで議会側は審議してきましたよね。それで、承認してきました。やはり、そうではなくてですね、先ほどおっしゃったようにですね、きちんとしたものではないけど、あらゆるものをこうやって数値として出していきたい、そういうふうにおっしゃったのではないかなというふうに理解したのですけども、それは、私としてはぜひね、その中から議会がこれはいい、これは駄目だというふうに修正していかないと、もうとてもではないけど、この目標値には届かないのではないかなと。そちらの方から出てきたものをきちんとやるというだけでは、もう間に合わないのではないかなという気持ちがあったものですから、そちらの方の理事者側としましてはですね、どの程度まで、例えば税収は、土地計画税はこれだけ、この税金は、使用料はこれだけと、あらゆるものをこうやって出すという考え方でそういうふうにおっしゃったのか。事業は、この事業とこの事業とこれをやめたら、これだけ出ますとか。例えば、町立病院はこういうような形にしたら、これだけの赤字が減りますよとか、そういうものまできちんと出すという考え方で説明されたのか。その辺ちょっと教えていただければなと思います。

委員長（及川保君） 岡村参事。

行財政対策室参事（岡村幸男君） 計画はですね、先ほどからお話しているとおり、実は対策型として立てていく場合に、どういう指標がどういう数値になっていくのかということが、実は今の段階で見えないのですということなのです。ですから、例えば、今、町側の方でそういう算定をし

ているけども、例えば連結実質赤字比率が今の段階では24.5ポイントになるけども、もしかしたら、この数値が変わるかもしれないということのご理解を得た上で、そういう計画をつくっていきいたいということとしてね。そういうことが今まで町と議会のやりとりの中でもですね、やはり町側が議会の方にご説明するというのはある程度固まった段階というか、きちんとした段階でご説明するということがこれまでの慣わしでございましたし、そういうことをご理解いただけるのであれば、多少の数値の変動があっても出させていただければということをご理解していただければということでお話しいたしました。

委員長（及川保君） 3番、西田祐子委員。

委員外議員（西田祐子君） それでは、私が今言ったことと、そちらのおっしゃったのは、ただ数値上の問題で、確定していない中で出したいという話であって、今、私が言った、あらゆる対策をこうやって出すという考え方ではないということなのですね。

委員長（及川保君） 岡村参事。

行財政対策室参事（岡村幸男君） 計画自体はやはり対策を項目立てとしてきちんと書き込んでいきたいという考え方です。ですから、その中できちんと議会の方にもご説明して、その内容については議論をいただきたいという部分でございます。当然、町民サービスの見直し、それから、内部管理経費の見直しも含めてですね、いろいろな項目が対象になりますし、さらに使用料の見直しということもですね、当然、それももう対策としてとらなければならないと。最終的には町民の負担という部分でいきますとね、やはり超過税率の導入ということまで含めて、その計画に盛り込まざるをえないというふうに。まだ、今の段階でそういうところまで想定したものになっていくだろうというふうに事務方としては考えておりますので、その中でやはり議会の議論という部分ではですね、お願いしたいという部分ですから、あらゆる項目も含めてですね、プログラムの中には対策として盛り込んでいくと。ただし、そういうことを項目として盛り込む以外に、基本的な数値として抑えなければならない比率が多少変動することはあるということをご理解の上でということをお願いいたします。

委員長（及川保君） 9番、斎藤委員。

委員（斎藤征信君） 斎藤です。だいたい、ほとんどのものが出たのではないかと思うのですが、やっぱりまだ見えないなと思うところを、ちょっと重なって聞きたいと思うのですが。この表を見ていても、再生団体、あるいは健全化団体、これはクリアしたとしても、すぐにまた危険な状態になってしまうというようなことで、これで計画を立てなければならないという段階で、やはり負担をしてもらって、そこをクリアするかどうかという一時的なものではないのだろうかという気はするわけですね。やっぱり、根本的な問題になれば、まちづくりの構想から総合計画の問題まで絡んでこなければならないということだけは、これは明らかですね。まちづくの話で先ほど言われた、みんなの生活を守りながら、この借金も返していくのだという基本は私もそのとおりだと思うのですが、実はまだ見えないなと思うのは、苦しいから負担増で何とか補っていくのではなくて、先ほども話があったけども、まだまだ絞れるものだから、計画を変えてしまうものというものがいいのかどうかという問題ですね。そうすると、今で言うと、経常経費がどん

どん膨れ上がって高くなっていく、けども、これを削れば、町民サービスが無くなっていくということはわかるのだけど、本当にそれを全部絞りきったのかどうなのか。本当に今、町の岐路に立っているという状況の中でね、本当に我慢するものは我慢しなければならないというものが生じているわけですね。だとすれば、今までまちづくりをやってきた、その中で経常経費の中でも、これを中止しますとか、半減しますとか、そういう絞り方というのはあるのではないかと。補助金を一切出せないかもしれないと、こういうような絞り方だって考えられるのではないかどうか。まるっきりサービスをゼロにしてしまうことはありえないと思うけども、そういう絞り方だとか、それから、事業を見直して、事業をやめるとか、縮小するだとか、そういうようなものが本当はないのかどうなのかね。そういうところを見直すのは、行財政対策室に言っても仕方のないことなのだけど、そういう体制が町の中にあって、そのところをぎりぎり絞ってね、同時に借金を返していくことを考えているのかどうなのかね。そういう体制があるのかどうなのかということだけ、ちょっと聞いておきたいのです。

委員長（及川保君） 目時副町長。

副町長（目時廣行君） 今、平成20年度の予算編成をやっておりまして、昨年、行財政対策の骨子がありまして、その内容を受けて、今、補助金のカットとかですね、これはそれぞれの課で手分けしてやっております。また、外部団体の補助を出していますから、その団体の職員の給料の削減、あるいは町内会に対する補助金の部分、こういったものをどこまで下げることができるのか。これも検討をしておりますし、もう話かけながら、協議しながら進めております。職員がですね、課は連携を取りながら、そういう形で進めております。まだ、結論がきちんと出ていないところもありますけれども、ある程度、理解を得ながら進めている状況でございます。

委員長（及川保君） 9番、斎藤委員。

委員（斎藤征信君） サービスを減らさないという、何て言うのかな、こういう財政状況だから負担をしてもらおうと、それで何とか乗り切るのだということもあるけれども、そういう中で例えば白老だけやっていない税だとか、そういうようなものを取り入れるだとかというようなことはあって、これも仕方ないのかなと思うけども。今、一般にただ皆さんからいろいろな負担をしてもらってやっていくというよりは、このサービス面でぐっと切り詰めてでもね、そこを乗り切るのだという住民の意思があれば、何とかそれはもっともっと切り詰めていくことはできるのではないかなというね、そういうふうを考えるのですよ。だから、納得の上で一つずつクリアしていくというのも、これは大事なことのだけれども、本当に、では、どこかで住民に我慢をしてもらわなければならないのかということが私たちの目には見えないわけですね。やっぱり、そういうものがあるって、よし、これは、では、我慢しようとか、ここはやってもらおうではないとか、というような、そういうことがもう少し見えるように進めてもらわないと、物の考えようがないと言いますかね。やっぱり、それが見えないと負担してもらってやるしかないのではないかなということになってしまうわけですね。負担するのは、もう、町職員の賃金のカットから見てね、精一杯の負担というのはしているわけで、住民がこれ以上負担するというのは、今、本当にあらゆるものが上がっている状況ですからね、さらに、それに負担をかけるということを極力避けるためには、やっぱり

サービスの面でもっと考えてみるというようなね、そういう構想というのは絶対必要ではないかと。これはあっているかどうかはわかりませんよ、私もね。けども、そこまで考えて、だから、こういう町にしながら、何年間辛抱すると、また元へ戻しながら、新たなことが構想できますよというように、そういう展望を持たせていくというね、そういうことが絶対必要ではないかと。その辺をぜひ町としてもね、公に出しながら、みんなで考えるという方法をとってほしいと、私はそう思うのですけどね。

委員長（及川保君） 目時副町長。

副町長（目時廣行君） 斎藤委員のおっしゃるとおりだと思います。ただ、ここ数年ですね、経常予算については、19年度も10%カットとかずっとやってきていますから、もう雑巾は絞りきってですね、もう水も出ないと。これ以上絞ってしまうと、もう雑巾は破れてしまうと、そういうふうな状況の中ですね、本当にさらにですね、それは厳密に、やらなくてもいいものはどうなのか、そういったことまで切り込んでやっていかなければいけないというふうに思っています。そして、また、当然、住民に負担をお願いする場合についてはですね、これは周知期間も必要ですから、こういったことを周知期間の中でご理解を求めていくとかですね、当然、改革プログラムの中にも項目が載ってきますので、住民に説明する形になりますのでね、この部分では多少ちょっと時間がかかるのかなという感じはしていますが。そして、平成20年に載せられるものと、それ以降の項目として載ってくるものと。これはある程度、段階を経ながら実施していく形になってきますし、また、その先がどういうふうになるのか、こういったこともある程度住民の皆さんに理解できるような、そういう形のものを提示していきたいと、このように考えております。

委員長（及川保君） 岡村参事。

行財政対策室参事（岡村幸男君） 今、副町長がおっしゃったとおりでございます。それで、今、事務方として進めているのはやはり事務事業の見直しということで、各課の中ですね、これまで見直しの中でも、やはり町民サービスということで手をつけてこられなかったサービスの見直しも実はしなければならぬだろうということでやってございます。一例を申し上げますと、公共施設が全て、いわゆる休みがないという、週のうち、例えば今までは日曜日休みだったというのが、平成12年ぐらいからでしょうか、全て公共施設は休館日なしというようなことでやっておりますけども、やはり、それに休館日を設けるということもですね、管理運営上の経費を下げるということになれば、そういうことも必要になってくるとかですね。そういう見直しをするですとか、あとは、一律的に行なっている事業、例えば一部見直しをかけていますけども、敬老祝い金の話ですとか、敬老会の開催ですとかということも当然見直しの対象に入れていかなければならないと。ただ、それを当初の段階から削減するかどうかというのは、当然議論のあるところですから、その部分については十分な関係機関との相談ですとか、議会での議論をいただきですとかという手法もとらなければならないでしょうし。一方でやはり町民にサービスのいわゆる負担を、負担と言うかですね、サービスの見直しをかけなければならないものはプログラムの中できちんと盛り込んでおいて、説明した後の理解を得た上でですね、先ほど松田委員の方からおっしゃっていただいたようにですね、きちんと説明した上で見直さなければならない事業も出てくるかというふうに思っています。そう

いう段階的なものを行政側の方である程度これは、町民サービスの見直しだけでもやらなければならないものとして提案しなければならないものもありますし、町民にきちんとした説明をした後、やらなければならないものもあるかというふうに考えております。これらについては、きちんとプログラムの中に書き込んでですね、きちんと説明した後ですね、対策をとっていくと、そういう段階を踏まえてやっていきたいというふうに考えております。

委員長（及川保君） 他、ございませんか。

2番、前田委員。

委員（前田博之君） 3点ほど伺います。まず、1つはですね、この連結実質赤字比率の見通しのイメージなのですが、これはこういう時に説明をして資料を使う時によくあるのですが、ここに人件費対策後の見直しということで点線を引いていますけれども、今まで議論はありましたけれども、雑巾を絞るとかですね、そんな小さいことではなくて、今まで身の丈にあった事業はし過ぎたとかという言い方をされてきているわけですよ。そうすると、ただ削りやすいところを、人件費だけをすり出していますけれども、これから総合計画も出てきますけれども、どれだけの事業量をもってですね、どれだけ起債を抑えるから、今まで仮に18年度だって20数億の起債を借りているわけですよ。これは3年度にかなりの支払いが出てくるけれども、そういう事業費をこれだけ抑えると、それで、起債もこれだけ抑えて、大きな中で施策の見直しをして、だから、これだけのこの点線がですね、事業の見直し分が対策に落ちてくるというような数字が、なぜ、ここに出てこないのかね。こういう人件費だけというのはね。そういうものを出して、今まで議論されているように町民に対して、こういう部分はこうだということを説明するのがね、理事者や行政の仕事ではないかなと思うのですよ。こういう人件費、取れるところが取るような数字を出したって、本来、理事者がこの事業をやめたいのだと、やめてでもいいから、こういう財政再建をしたいのだという意思が出てこないのですよ。なぜ、そういうものがね、これは職員の意識の中にもあるのかどうかかわからないけれども、やはり職員であれば、そういうことを理事者にも進言する、直言する気持ちを持ってですね、事業費のこういうものを出して真剣に考えることが出てくると思うのですよ。そういうことをもっと意識されないかね、いくらこう出されてもね、先ほど皆さん議論されていますけどね、そういう議論にいつてしまうのですよ。まず、そういうことですね。そして、これからですね、私、質問していますから、あまり細かく言いませんけども、これからは議会の議決が必要になりますからね、議会も議員の真価が問われると思いますけども、そういうことをやっぱり十分に考えてほしいということです。まず、その1点。

もう1点はですね、病院の話が出ていますけれども、やはり病院は結論を出さなければ方向性が見えないと思います。それで、ただ1点だけ。病院は今そういう形になっていますよね、20%上がる。そして、親会計がこういう状況にあった時に連動するのですよ、逆に。病院が何かするにしても、起債借りる時は現時点では起債借りられますか。そういうことをまず認識してね、そういうことをちゃんとと言わないと駄目なのですよ。そうしないと、病院は今の現状のままで改築するのかね、どうするかということが議論進まないのですよ。まず、その1点。

それと、もう1つですね、細かいことですが、この中でですね、2ページの財政健全化計画

の中にですね、計画に定める事項とありますよね。僕もちょっと勉強して来ればよかったのですが、この中では実質赤字うんぬんで、歳入・歳出の均衡を図る方策と、こう言っていますけども、それとですね、4ページ、計画に定める事項のホがありますよね。僕、これ条文を読んでこなかったのも、もし、あれだったら失礼な言い方になるかもしれませんが、その中での中にですね、財政の再生のために必要と認められた地方公共団体にかぎると言っていますね。これは超過課税が、今、話が出ていますし、出てくる時、この辺の部分がね、もし、ここで行けば、このとおり読んでしまうと、再生計画でなければ認められないという解釈になってしまうのかね。あるいは、こっこの財政健全化計画の中でも、それはちゃんとできるのかということ。これはちゃんと理解しておかないと、文言だけ見て、ちょっと誤解されたら困るので、その辺はどうですか。

委員長（及川保君） 岡村参事。

行財政対策室参事（岡村幸男君） まず、イメージ図のことでのお話でございます。人件費以外にも当然やらなければならないことはあると。当然、私どもはそう思っておりまして、そういうものも対策としてきちんと入れた場合にどうなるのかということが本来、最終的な形を出す必要があるというふうに思っています。それで、今回は、実は対策として確定したものについて、織り込んだ時にどうなるのかということで出させていただいた部分でありまして、決して、今、前田委員がおっしゃったような、こういう項目を入れないのだ、ではなくてですね、確定したものを入れたということで、今後は計画としては当然、それを入れ込むことによって、こういう状況になるというものをつくっていくということでございますので、気持ちとしては同じ思いでありますので、そういう内容で進めて行きたいというふうに思います。

それから、病院の結論を早くという部分はそのとおりだと思っております。先ほどのお話の中でもやはり、病院の赤字分をどういう形で対応していくのかというのが、実は連結実質赤字比率を計算していく上でもですね、さらに2億から3億ぐらいつつ、このままであれば増えていくわけですから、当然その部分について早急な対策が必要だと。それで、今の病院の実態というのはですね、今、委員がおっしゃったように、一般会計の方からいわゆる繰り出しをしないかぎりには運営できないという。病院の会計自身でですね、いわゆる新たな起債が認められるような状況にはないです。それはやはり、そういう状況にあるということではですね、当然、私ども、わかってございますが、これは決して、そういうことを隠しているだとかそういうことではありません。もちろん、そういう状況にあると、借りられないということはおそらく病院の方からも報告があるのではないかと、そういう答弁もあったのではないかなというふうに思っております。当然、そういうことについては隠しているわけではございませんが、病院についてはかなり切迫した状況にあるということは事実であります。

それから、3つ目のホの部分でございます。いわゆる、この再生計画を立てる場合においても、このような起債があるということではですね、やはり条文上は再生団体になっただけでも、では、税を上げればよいという、そういう安易な状況にはないよということなのですね。要は、ただしということを書いてあります。「こういう計画を定めなさい。ただし、」ここに書いているホの、「ただし、財政の再生のために必要と認められる地方公共団体に限る。」というのはですね、では、それ以

外の町が、いわゆる超過税率を入れられないのかと言ったら、実際に入れてあります。入れてありますし、すでにもう、ここ数ヶ月の間にも新たに自治体が超過税率を導入したりしてございますから、これはあくまでも自主財源の確保の方法ですから、それは可能です。あくまでも法律上、超過税率の導入というのは、何ら制限は持たれないと。ただ、再生団体になったからといって、それがたやすく入れるということはやはり考えなければならないことですから、このホの中にはただし書きとして、安易にそういう形では入れられない形でただし書きが付いているのだというふうに私どもは解釈しているわけです。それで、それは当然どんな自治体でも同じでして、健全化団体でも同じでして、それはやはり安易にその部分というのは、税という部分の超過税率はやはりきちんとした議論の上で入れるべきだというふうに理解しております。

委員長（及川保君） よろしいですね。他、ございませんね。

本日は総務文教常任委員会、全員ということで皆さんにご出席を賜りました。まだ、確定していない数値などもございましてね、今後そういう形になった時にまた改めて皆さんのご意見等々を伺いたいと思います。そういう機会もこれから発生してくると思いますので、よろしくご協力のほどお願いしたいと思います。

閉会の宣告

委員長（及川保君） それでは、本日の会議はこの辺にて終了したいと思います。ご苦勞様でした。

（閉会 午後0時38分）